

## (1) 制度の概要

- ・ 給特法（※）の改正（令和7年6月公布） ※「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

○ 学校の働き方改革を一層推進することを規定

【改正法附則】

▶ 政府として、**令和11年度**までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標

▶ その目標に向け、部活動の地域展開等を円滑に進めるための財政的な援助などの措置を講ずる

○ 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、サービスを監督する教育職員に係る、働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）を策定することが義務づけ

（令和7年9月：文部科学大臣が定める指針（既存の上限時間等の指針を改正）公表）

- ・ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等

○ サービスを監督する全ての教育委員会が、それぞれ策定

・ 県教育委員会 ⇒ 県立学校について策定 / 市町村教育委員会 ⇒ 小中学校等について策定

○ 計画の内容

・ 「達成しようとする目標」「業務量管理・健康確保措置の内容」「その他実施に関し必要な事項」

○ 計画の策定期等

・ **令和8年4月1日**までに計画策定が必要

※ 計画期間は、各自治体の実情に応じて決定

○ 計画の公表等

・ 計画を策定・変更したときは、インターネット等により公表、総合教育会議において報告

・ 毎年度、実施状況（目標達成状況含む）を、インターネット等で公表、総合教育会議において報告

○ その他

・ 地方公共団体において、教育委員会と首長部局が連携した取組を進める

・ 県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画策定等に必要な指導、助言を行うよう努める

## (2) 計画に定める目標

### ・時間外在校等時間に係る目標

○令和11年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定

(例示目標) ・時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合 100%

・月平均時間外在校等時間 30時間程度

### ・ワークライフバランスや働きがい等に関する目標 ※地方公共団体の実情に応じて設定

## (3) 計画に定める措置の内容

○国指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の適正化等の措置や、その他計画的に推進することが重要と認められる措置を具体的に設定

【措置例】：学校徴収金の徴収・管理について、公会計化が適切かを検討した上で実施

：学校で対応が困難な事案に対し、教育委員会の相談窓口設置や弁護士等の活用などの体制を構築

：部活動について、地域展開・地域連携を推進、休養日・活動時間の適切な設定 等

## (4) 今後の動き (予定)

○令和8年1月 定例教育委員会において、計画の策定状況、概要を報告

○令和8年2月 総合教育会議において、計画の策定状況、概要を報告

○令和8年3月 定例教育委員会において、計画を決定

○令和8年4月 計画の実施

○令和9年度以降 総合教育会議において、実施状況(目標達成状況含む)を、給特法の規定に基づいて報告

## 概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

## 改正のポイント

### 1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

#### 【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

#### 【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

### 2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

#### 【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

#### 【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
  - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

### 5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進
- ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

### 3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

#### 【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
  - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
  - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

#### 【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

### 4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

#### 【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日为学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ 服務監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

#### 【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。

## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

佐渡市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

本資料は、令和8年1月時点の案であり、  
確定したものではありません。

令和8年〇月  
佐渡市教育委員会

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 1 |
| 2. 目標                    | 2 |
| 3. 計画の期間                 | 2 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 3 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 5 |

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教職員一人一人が児童生徒とじっくりと向き合い、心を通わせた教育活動を推進させるとともに、自分自身の力を発揮し、やりがいもてる職場環境を実現することを目的とし、佐渡市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

### (2) 本市の現状

本市では、令和3年2月に「佐渡市立小学校・中学校教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度以降は以下のとおりであった。

#### 【令和4年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 月平均 | 月 45～80 時間未満 | 月 80～100 時間未満 |
|-----|-----|--------------|---------------|
| 小学校 |     | 30.8%        | 3.5%          |
| 中学校 |     | 46.7%        | 10.6%         |
| 全 体 |     | 32.1%        | 5.2%          |

#### 【令和5年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 月平均       | 月 45～80 時間未満 | 月 80～100 時間未満 |
|-----|-----------|--------------|---------------|
| 小学校 | 月 35.6 時間 | 24.7%        | 1.8%          |
| 中学校 | 月 37.2 時間 | 36.3%        | 6.4%          |
| 全 体 | 月 36.2 時間 | 29.1%        | 3.6%          |

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|     | 月平均       | 月 45～80 時間未満 | 月 80～100 時間未満 |
|-----|-----------|--------------|---------------|
| 小学校 | 月 32.5 時間 | 26.4%        | 1.2%          |
| 中学校 | 月 34.5 時間 | 30.5         | 4.5%          |
| 全 体 | 月 33.3 時間 | 28.0%        | 2.5%          |

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

|     | R 6   | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-----|-------|-----|-----|------|------|
| 小学校 | 73.6% | 80% | 87% | 94%  | 100% |
| 中学校 | 69.5% | 77% | 85% | 93%  | 100% |

イ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

|     | R 6     | R 8     | R 9     | R 10    | R 11  |
|-----|---------|---------|---------|---------|-------|
| 小学校 | 32.5 時間 | 31.8 時間 | 31.2 時間 | 30.6 時間 | 30 時間 |
| 中学校 | 34.5 時間 | 33.0 時間 | 32.0 時間 | 31.0 時間 | 30 時間 |

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 6 %まで減少させる。

【R 6 結果 8.0%】

ウ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への回答の値を 3.9 まで上昇させる。【R 6 結果 3.67】

|          | R 6  | R 8  | R 9  | R 10 | R 11 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 年次有給休暇   | 数値なし | ●日   | ●日   | ●日   | ●日   |
| 高ストレス者割合 | 8.0% | 7.5% | 7.0% | 6.5% | 6.0% |
| 働きがい     | 3.67 | ●    | ●    | ●    | ●    |

## 3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 11 年度

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

##### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### イ 学校以外が担うべき業務

###### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・学校運営協議会などを通じて、保護者、地域住民と連携し、スクールガードリーダーと連携しながら児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

###### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・令和9年度予算を目途に、公会計化を実施する。

###### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・主張部局とも連携し、直接苦情等に対応できる相談窓口を設置するとともに、対応困難な場合に、市の顧問弁護士に相談できるような環境を整える等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情に対応できる体制を構築する。

###### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ①調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ・市独自の調査を極力減らす。

###### ②ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会、ICT巡回相談員が中心となっていく。

###### ③部活動

- ・原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を推進する。
- ・平日の部活動の地域展開について、課題を洗い出し、段階的に移行を目指す。

###### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

###### ①授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。

###### ②学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・令和10年度に導入予定である県統一の校務支援システムの導入に際し、必要な機能を十分検討し、業務改善につなげるようにする。

###### ③学校における保護者からの電話対応時刻の適正化

- ・学校における保護者からの電話対応時刻を 18 時までとし、教育委員会から保護者へ周知する。

## **(2) 学校における措置の推進**

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、アンケート調査や職員間における情報共有のデジタル化等の校務を効率化する。また、生成 A I の活用により、授業準備や各種文書作成等の効率化を図る。
- エ 勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等をとらえ、保護者等との会話を記録するための録音機能を計画的に配置する。

## **(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

- ア 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- イ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- ウ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- エ 早出遅出勤務の年間を通した活用に向け検討をする。

## 5. 今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、佐渡市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、市報等を通じて周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。